

## 財産の取得につき議決を求めることについて

下記の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

1 取得する財産 土地

所在	地番	地目	地積
東近江市五個荘竜田町字六ノ坪	47番1	宅地	9,752.74㎡

2 取得金額 241,000,000円

3 取得の相手方 大阪府大阪市中央区上本町西五丁目3番5号  
サンテックオプト株式会社  
代表取締役 春山 明男